

特別養護老人ホーム いちょうの木 基本利用料一覧表（平成27年4月1日現在）

《ユニット型》

単位：円

要介護度	サービス費	機能訓練指導加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	栄養マネジメント加算	処遇改善加算(Ⅱ)	所得段階区分	食費	居住費	日額合計	月額(30日)
要介護1	625	12	18	12	23	14	23	第1段階	300	820	1,847	55,410
								第2段階	390	820	1,937	58,110
								第3段階	650	1,310	2,687	80,610
								第4段階以上	1,380	1,970	4,077	122,310
要介護2	691	12	18	12	23	14	25	第1段階	300	820	1,915	57,450
								第2段階	390	820	2,005	60,150
								第3段階	650	1,310	2,755	82,650
								第4段階以上	1,380	1,970	4,145	124,350
要介護3	762	12	18	12	23	14	28	第1段階	300	820	1,989	59,670
								第2段階	390	820	2,079	62,370
								第3段階	650	1,310	2,829	84,870
								第4段階以上	1,380	1,970	4,219	126,570
要介護4	828	12	18	12	23	14	30	第1段階	300	820	2,057	61,710
								第2段階	390	820	2,147	64,410
								第3段階	650	1,310	2,897	86,910
								第4段階以上	1,380	1,970	4,287	128,610
要介護5	894	12	18	12	23	14	32	第1段階	300	820	2,125	63,750
								第2段階	390	820	2,215	66,450
								第3段階	650	1,310	2,965	88,950
								第4段階以上	1,380	1,970	4,355	130,650

※処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×33/1,000＝処遇改善加算【単位】(小数点以下四

(例)要介護1 ( 625 + 12 + 18 + 12 + 23 + 14 ) × 30日 × 33/1,000 = 696.96

なお、利用日数により処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に18円加算されます。

※入所から30日間に限り、サービス費に30円加算されます。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※こたつ、テレビ等の使用の場合、別に定めた金額を徴収します。

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

《利用料の負担軽減について》

①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。

②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。

③利用料の半額が医療費控除の対象となります。